

雇用保険二事業における各事業の実施状況

事業名 (事業番号)		ヤングワークプラザにおける就職支援 (20-061) (旧名称: ヤングワークプラザにおけるフリーター就職支援機能の強化)					
実施主体		ヤングワークプラザ					
事業概要		希望職種が明確になっていないフリーターを対象に、職業適性診断や職業カウンセリングなど、計画的できめ細かな個別の支援を実施					
年 度		平成 17	18	19	20	21	
予算額 (千円)		380,637	276,879	221,633	136,243	117,927	
目標と評価	目標	・ヤングワークプラザにおける就職件数: 前年度の就職件数20%増(平成16年度就職件数: 8,021人)	ヤングワークプラザにおける就職件数: 9,300人以上	ヤングワークプラザの支援対象者のうち、常用就職が決定した者: 55%以上	ヤングワークプラザの支援対象者のうち、常用就職が決定した者: 55%以上	①ヤングワークプラザ支援対象者のうち、常用就職が決定した者50%以上 ②ヤングワークプラザ支援対象者のうち、就職活動に役立ったとする者の割合80%以上	
	実績	目標の達成度合い	未達成(実績5%減(7,644件/8,021件))	未達成(実績6,763件)	未達成(実績32.5%)	未達成(実績40.6%) 目標達成率74%	—
		事業執行率	利用者数85%(246,120人/290,000人)	利用者数75%(224,632人/298,982人)	新規登録者数57%(3,436人/6,000人)	新規登録者数83%(4,757人/5,760人)	—
	評価結果	雇用福祉事業としては廃止(要因分析の上、事業自体の廃止又は見直しが必要。)	X	D	C	—	

〈調査結果〉

1 事業執行率等(項目1(1)ーア関係)

本事業は、正社員での就職を希望しているものの「希望職種が明確でない」等から自ら適切な就職活動が行えない若年者であって、①40歳未満の者及び②常用就職を希望する者又は常用就職することが適当と認められる者という要件のいずれにも該当し、安定所の所長がヤングワークプラザの支援を受けることが適当と認めて勧奨した者又はヤングワークプラザに

直接来所した者のうち実施安定所の所長が支援するにふさわしいと認めた者を登録して支援するため、全国5か所（渋谷、横浜、大阪、神戸及び名古屋）にヤングワークプラザを設置し、職業適性診断や職業カウンセリングの実施など、計画的できめ細かな個別の支援を実施するものである。

今回、2労働局（東京及び大阪）管内における業務の実施状況について調査した結果、表1のとおり、平成19年度及び20年度の目標（ヤングワークプラザの支援対象者のうち、常用就職が決定した者：55%以上）に対する実績は、東京が9.0%及び37.1%、大阪が24.3%及び37.7%と目標を大きく下回っており、全国ベースの実績をみても、19年度32.5%、20年度40.6%と低調である。

表1 厚生労働省設定目標の達成状況 (単位：人、%)

区 分	東京労働局		大阪労働局	
	平成19年度	20年度	19年度	20年度
新規登録者数(a)	1,066	1,807	828	1,039
就職件数(b)	96	670	201	392
常用就職決定者の割合(b/a)	9.0	37.1	24.3	37.7

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

この原因について、厚生労働省は、「①平成20年11月末までは、支援対象者の要件として「過去1年以上雇用保険被保険者でなかった者」と規定されていたが、その要件が厳しく適切でなかったこと、②支援対象者をハローワークからヤングワークプラザに誘導しようとしたが、円滑に機能しなかった」ことを挙げている。

## 2 類似事業（項目1（1）－イ関係）

本事業と「フリーター常用就職支援事業の推進（20-062）」（以下「20-062」という。）とは、表2のとおり、若年不安定就労者が常用雇用を実現するための就職支援を行うことを事業の趣旨とし、その支援内容も類似している。また、大阪労働局では、本事業を「20-062」のうちの1つのメニューとして位置付け、本事業の目標に係る就職者の実績は、「20-062」の就職者数にも計上されているなど、両事業を区別せず、既に同一事業のように実施している状況がみられるなど、「20-062」等への統合等を行う余地がある。

表2 「ヤングワークプラザにおける就職支援（20-061）」と「フリーター常用就職支援事業の推進（20-062）」との対比表

事業名	ヤングワークプラザにおける就職支援（20-061）	フリーター常用就職支援事業の推進（20-062）
対象者	正社員での就職を希望しているものの、「希望が明確でない」等から適切な就職活動が行えない若年者であって、次の要件のいずれにも該当し、安定所の所長がヤングワークプラザの支援を受けることが適当と認めて勧奨した者又はヤングワークプラザに直接来所した者のうち実施所の所長が支援するにふさわしいと認めた者を登録して支援する。 ① 35歳未満の者（※） ② 過去1年間以上雇用保険被保険者でなかった者（※） ③ 常用就職を希望する者又は常用就職することが適当と認められる者	常用雇用での就職を目指すフリーター求職者 （継続した就職の経験が少なく、本支援の活用により、常用雇用での就職を希望する若者（概ね35歳未満）を対象）
職業相談員	フリーター常用就職サポーター（ヤングワークプラザ担当）	フリーター常用就職サポーター
事業内容	ヤングワークプラザに登録した者に対し、原則2か月間、下記のような支援を実施 ① 職業適性診断、職業カウンセリング ② 個別の状況に応じた職業指導等 ③ 職業情報等の提供 ④ ジョブクラブの実施 ⑤ その他再就職等を容易にするための各種支援の実施	職業紹介担当職員や専門相談員が、担当制により、利用者の課題等を踏まえた常用雇用就職プランを策定し、利用者のニーズに応じた就職支援サービスを提供 ① 就業活動技法等に係る助言、常用雇用就職プランの策定等 ② 予約制による綿密な相談、模擬面接、履歴書・職務経歴書の作成指導 ③ セミナー、グループワーク・グループカウンセリング等集団指導 ④ 個別求人開拓 ⑤ 継続的な求人情報提供、合同選考会等への参加勧奨 ⑥ 職業紹介 ⑦ 就職後の職場定着指導 ⑧ その他、就職支援対象者の就職に資する支援

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

2 ※部分については、「フリーター等に対する常用就職支援の拡充について」（平成20年12月1日付け職発第1201006号各都道府県労働局長あて厚生労働省職業安定局長通知）により、「35歳未満の者」を「40歳未満の者」に改正するとともに、「過去1年間以上雇用保険被保険者でなかった者」という要件を廃止している。

### 3 特別会計と一般会計の混在により評価が不十分（項目3-U関係）

本事業の経費については、下記4のとおり、特別会計と一般会計からの予算措置が混在しており、また年度別においても、特別会計及び一般会計の予算措置が区々となっている状況がみられる。特別会計で予算措置を行うものと一般会計で予算措置を行うものについて、支出項目が適切に整理されていないことから、特別会計としての事業評価が行えないものとなっている。

### 4 一般会計と特別会計の経理区分の明確化（項目5関係）

調査した2労働局（東京及び大阪）に設置されているヤングワークプラザにおける予算額及び決算額の推移（平成19年度及び20年度）をみると、表3及び表4のとおり、フリーター常用就職サポーター（ヤングワークプラザ担当）の人件費、管理維持費及び事業経費について、

年度ごとに支出する経理区分が異なるものや、同一年度についてみても、労働局によって経理区分の違いがある。

表3 ヤングワークプラザにおける予算額の推移

(単位：千円)

区 分	年度	会計区分	管理維持費	事業経費	フリーター常用就職サポーター(ヤングワークプラザ担当) 人件費
東京労働局	平成 19	一般会計	63,958	33,321	18,357
		特別会計	0	5,712	0
	20	一般会計	52,234	1,099	9,118
		特別会計	0	0	9,118
大阪労働局	平成 19	一般会計	0	2,258	0
		特別会計	107,493	116	18,020
	20	一般会計	5,476	0	9,019
		特別会計	19,139	0	9,018

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

表4 ヤングワークプラザにおける決算額の推移

(単位：千円)

区 分	年度	会計区分	管理維持費	事業経費	フリーター常用就職サポーター(ヤングワークプラザ担当) 人件費
東京労働局	平成 19	一般会計	55,846	29,222	17,979
		特別会計	0	3,159	0
	20	一般会計	49,704	891	9,022
		特別会計	0	0	9,028
大阪労働局	平成 19	一般会計	0	1,992	0
		特別会計	44,522	37	17,682
	20	一般会計	1,597	0	8,593
		特別会計	19,138	0	8,797

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

なお、一般会計と特別会計の支出区分についての厚生労働省の考え方について、事例表 12 頁参照。